

御意見に対する考え方について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	水産動植物に係る登録保留基準の設定に際しては、提案のような魚類、甲殻類、藻類への個々の急性毒性を評価するだけでなく、さまざまな生物が生育している生態系全体への影響を評価する手法をとりいれるべきである。	水産動植物に係る登録保留基準について、生態系保存の観点から充実を図るため、平成10年から「農業生態影響検討会」において検討してきたところです。その結果を踏まえ、さらに農業資材審議会での審議を経て、このたびの水産動植物に係る登録保留基準の改正案が作成されたところです。
2	同じく、魚のメス化などへの環境ホルモン作用、カエル等の両生類やホタルやトンボなどの昆虫類への影響を評価する手法を取り入れるべきである。また、淡水の水産動植物だけでなく、海洋の水産動植物への影響を評価すべきである。	今般の改正案は、OECDによるテストガイドラインなど、国際的にも確立した科学的な手法に基づき、水産動植物（魚類、甲殻類及び藻類）への影響を、我が国の環境特性や農薬使用の実態に即して可能な限りの評価を行うべく作成したものです。
3	同じく、当該農薬だけでなく、その代謝物や含有される不純物の水産動植物への影響についても、評価すべきである。代謝物の中には、塩素系水処理剤による分解代謝物もいれるべきである。	また、本評価において、農薬の原体だけでなく製剤による水産動植物への影響も評価することとしておりますので、代謝物、不純物の影響も考慮されることとなります。
4	同じく、当該農薬だけでなく、水系における複合汚染、特に、界面活性剤存在下での影響を評価すべきである。	なお、審議会諮問参考資料及び検討会報告書に示されたとおり、生態影響の評価に関しては科学的に未解明な事項も多く残されていることから、環境省としても、今後とも引き続き調査・検討を進め、その成果を適時、本登録保留基準に反映させるべく努めることとしています。
5	農薬の水系汚染の結果、魚介類への生物濃縮が見られ、魚は死にはしないが、体内に数百倍から数千倍に濃縮され、人や家畜が摂取することが懸念される場合がある。 いわゆるPOPs系のように蓄積性が認められなくても、登録保留基準の設定に際しては、魚介類等への濃縮係数も考慮すべきである。	御意見1, 2で御指摘の点については、今後の課題と認識しており、これらの検討の中で留意していきたいと考えます。
6	登録保留基準については、農薬が登録された後、当該農薬が使用された地域において、水系の汚染状況や生態系への影響など環境調査を実施し、その結果を踏まえて見直すようにすべきである。	他化学物質との複合影響防止については、農薬取締法以外の化学物質による環境汚染の防止に係る諸法令に基づき講じられる措置と相俟って安全の確保が図られることとなります。
7	地下水の農薬汚染についても、水産動植物への影響を評価する手法を検討すべき。	御指摘の点については、今後知見の集積に努め、人畜への悪影響が生じないよう必要な検討を進めていきたいと考えております。
		登録された農薬についても、野外調査等の適切な事後評価を実施して、影響が懸念される場合には必要なりリスク削減対策を講ずることとしております。
		現在地下水の農薬汚染が問題になるような状況にはないと認識しておりますが、今後とも地下水における農薬の検出状況や地下水の利用状況等について知見を集積していきたいと考えております。